平成２９年（フ）第６６号
広島県福山市明王台５丁目６番16号
債務者　福原　啓介
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１００号
広島県福山市神辺町字徳田570番地１　やすらぎハウスＴ・Ｔ202
債務者　塚　　弘子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第５７号
山口県周南市遠石３丁目６番33号
債務者　原田雄三郎
1　決定年月日時　平成29年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第４７９号
千葉県流山市大字木629番地の２　（木Ａ27街区８）105
債務者　津田　みほ
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４８８号
千葉県柏市旭町７丁目３番６号　オークス203号
債務者　蔦島　克則
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１２号
大分県佐伯市蒲江大字畑野浦2483番地４
債務者　冨高　須美
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２９年（フ）第１５号
大分県佐伯市中の島１丁目15番28号　フレグランス中の島Ａ棟102
債務者　後藤亜由美
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２９年（フ）第６４４１号
埼玉県飯能市仲町12―15―301
債務者　寺田　龍馬
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４４２号
埼玉県所沢市西狭山ケ丘１丁目3107―16―102
債務者　小笹　一樹
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４４３号
東京都練馬区田柄１丁目24― 9
債務者　森山久美子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４４４号
東京都清瀬市中清戸４丁目847　中清戸四丁目アパート１―403
債務者　長谷川隆司
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４４５号
東京都港区港南３丁目７―16―2602
債務者　辻本　　誠
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４４６号
東京都杉並区荻窪５―11―５―201、住民票上の住所東京都小金井市緑町５丁目13―11
債務者　武本　理絵
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４８６号
東京都八丈島八丈町三根4865―４
債務者　菊池アトム
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４８７号
東京都中野区上鷺宮１丁目24―４　メゾン33　102
債務者　森　　重則
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部